

令和 8 年度 第 2 回

芽室町都市計画審議会議事録

日 時 令和 8 年 8 月 24 日（月）

場 所 芽室町役場 地下第 5 ・ 6 会議室

- 日 時 令和8年8月24日（月）13:57～14:32
○場 所 芽室町役場 地下第5・6会議室
○出席者 太田会長、廣江委員、福井委員、丸山委員
○欠席者 青木委員（職務代理者）、小林委員
○事務局 （都市経営課）橋本課長、佐藤補佐、山田主査
○傍聴者 なし

1 開 会

都市経営課長から開会及び委員の2分の1以上の出席により会議が成立したことを報告。

2 会長挨拶

委員の皆さんには、案件についての慎重審議をお願いする。
以降会長が進行する

3 報告事項

帯広圏都市計画地区計画原案の縦覧結果について **資料1**

- （太田会長）帯広圏都市計画地区計画原案の縦覧結果について説明をお願いします。
（山田主査）資料1を説明。縦覧及び説明会において意見なし。
（太田会長）質疑等はないか。
（全委員） 質疑等なし。

4 議事事項

帯広圏都市計画地区計画原案について **資料2**

- （太田会長）帯広圏都市計画地区計画原案について説明をお願いします。
（山田主査）資料2を説明。本日は予備審査である。
（太田会長）質疑等はないか。
（廣江委員）建築物等の形態又は意匠の制限について、刺激的な色彩とはどのようなものか。個人の感覚になるのか。
（山田主査）他の計画においても同様の制限を行っている。全国的には住宅街で紅白の色彩で騒動になったものなどがある。
（太田会長）完成したものが奇抜であれば是正は求められるのか。
（山田主査）指導することはできるが、基本的には図面などを確認して建築前に指導することになる。
（橋本課長）町内では、制限を受けるような事例はこれまでに発生していない。
（福井委員）附属する建築物は建築可能であるが、事務所兼住宅であれば建てられるのか。
（山田主査）住宅は附属の扱いにはならないため、建てられない。
（廣江委員）事務所での寝泊まりもあると思うが。
（山田主査）事務所の一部で当直業務などの宿泊を行うことは可能となる。生活するためのものは不可である。

(丸山委員) 建築物の用途の制限において、(る)という記載があるがどういうことか。

(山田主査) 建築基準法の条項の引用となる。危険物の貯蔵倉庫は建てられない。

(太田会長) 製造業務地区は明治のような工場が建てられるのか。

(山田主査) 試作品の製造・加工に限定しているため、販売する製品を製造することとはできない。

(福井委員) 試作がうまくいった場合は、販売用は別の場所で作るということか。

(橋本課長) 計画の目標を主として流通業務施設としているため、製造工場は正規の工業団地内で対応してもらいたい。

(福井委員) 計画通りに稼働しているかなどの立ち入り検査は定期的に行うのか。

(橋本課長) 通常は行わないが、通報などがあれば確認を行うことになる。

(太田会長) 将来的に、今回の計画の内容を変更する可能性もあるのか。

(山田主査) 策定して直後に変更という考えはないが、情勢の変化などがあった場合には、手続きを踏んでいけば変更できないことはない。

(太田会長) 他に質疑などがないようであるが、この案により町において今後の事務を進めることに異議はないか。

(全委員) 異議なし

5 その他

(太田会長) その他、何かあれば発言をお願いします。

(山田主査) 今後のスケジュールについて、今年度は地区計画の決定や都市計画マスタープランの策定など、更に4回の都市計画審議会開催を予定している。

本日の地区計画については、手続きを進めて9月以降に当審議会の諮問・答申を経て最終決定となることをご承知おきいただきたい。

6 閉 会

進行が事務局に移され、都市経営課長から閉会。